



兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見  
聴取に関する公示

兵庫労働局一般公示第 75 号

兵庫県靴下製造業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、意見を聴取するので、兵庫県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和 7 年 3 月 5 日までに、兵庫地方労働審議会（〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号 神戸クリスタルタワー16 階 兵庫労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 2 月 18 日

兵庫労働局長 赤松俊彦